

# 社会適応訓練事業のご案内

～通院患者リハビリテーション事業～

こんな事でお困りではありませんか？

人付き合いに自信がないなあ～。

働きたいけど自信がないなあ～。

今までもなかなか続かなかったから、不安だなあ～。

長崎県県南保健所

# 社会適応訓練事業について

## 1) 概要

「働きたいけど、働く自信がない」という精神障害者の方のために長崎県が実施している事業です。一般の事業所に、最長で1年間通います。

病気のために低下した作業能力（仕事に対する集中力・持久力など）

対人関係能力（職場の上司・同僚との人間関係等）

環境に適応する能力（職場でのストレスに耐えられる力や解消の仕方）

などを取り戻す為の訓練です。

協力的な職場環境のもとで、実際に働く上で必要な生活指導を受ける事は、社会体験の機会が少ない精神障害者には、とても有効なりハビリテーションとなります。

## 2) 訓練目的

**精神障害者に職業体験をしてもらう場**

- ・病気のために低下した能力（仕事に対する集中力・持続力等）の改善。
- ・挨拶をする、気を利かせる等、対人関係の改善を目的とした技術を習得する。

**精神障害者が自己の健康管理を学ぶ場**

- ・ストレスとの付き合い方や休養の取り方を学ぶ。
- ・調子の良い時には無理のないように頑張り、調子を崩す前に適度な休養をとるタイミングを学ぶ。
- ・訓練と通院・服薬の両立を身につける。

**精神障害者の就労について検討する場**

- ・事業所で人を雇うためにトレーニングする場ではありません。
- ・職業適性を事業主の目で検討する場であり、事業主にはその人がどんな職場に適しているか、あるいはどのようなサポートがあれば就労が可能かを一緒に検討する場です。

**社会的目的・効果**

- ・精神障害者に対する一方的な偏見、誤解の解消になります。

## 3) 対象者の条件

- ・通院中できちんと服薬をしていて比較的症状が安定し、主治医の許可を得ている方です。

## 4) 利用期間

- ・原則として1年間です。

## 5) 訓練手当について

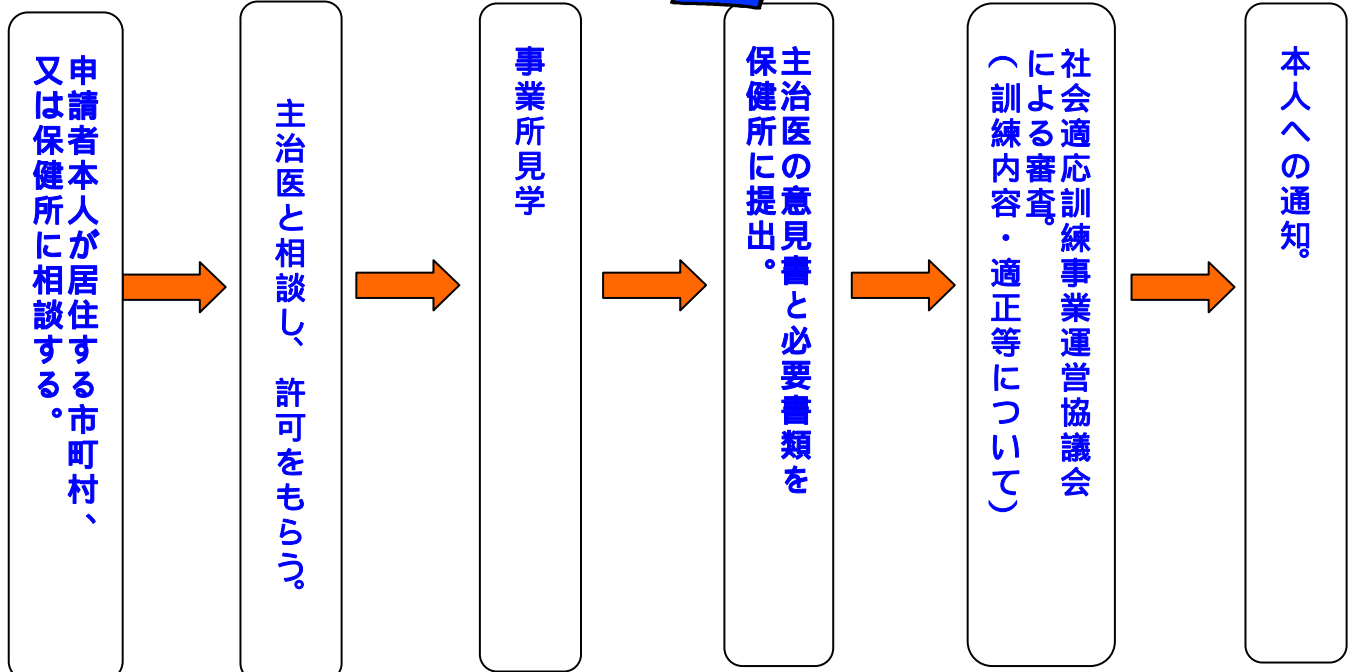
- ・長崎県から協力事業所に対して、訓練生1名につき日額2,000円が委託料として支払われます。2,000円のうち、訓練生が事業所から日額1,200円を訓練手当として受けとり、残りの800円は諸経費として事業所が受け取ります。なお、交通費・食費の支給は原則として支給されません。

## 訓練生の声



- ・気が晴れる。
- ・調子の悪い時には自由に休める。
- ・人付き合いが良くなった。
- ・職場の人が病気の事を理解してくれる。
- ・規則正しい生活ができる。
- ・マイペースで作業ができる。
- ・張り合いができた。
- ・訓練手当があるので、働いているという実感が持てた。

## 利用のための手続き



この制度は、社会参加が目的の訓練ですので、**「給料や賃金」**をもらうことが目的ではありません

ご相談・お問い合わせは・・・？

長崎県県南保健所 地域保健課 保健福祉班

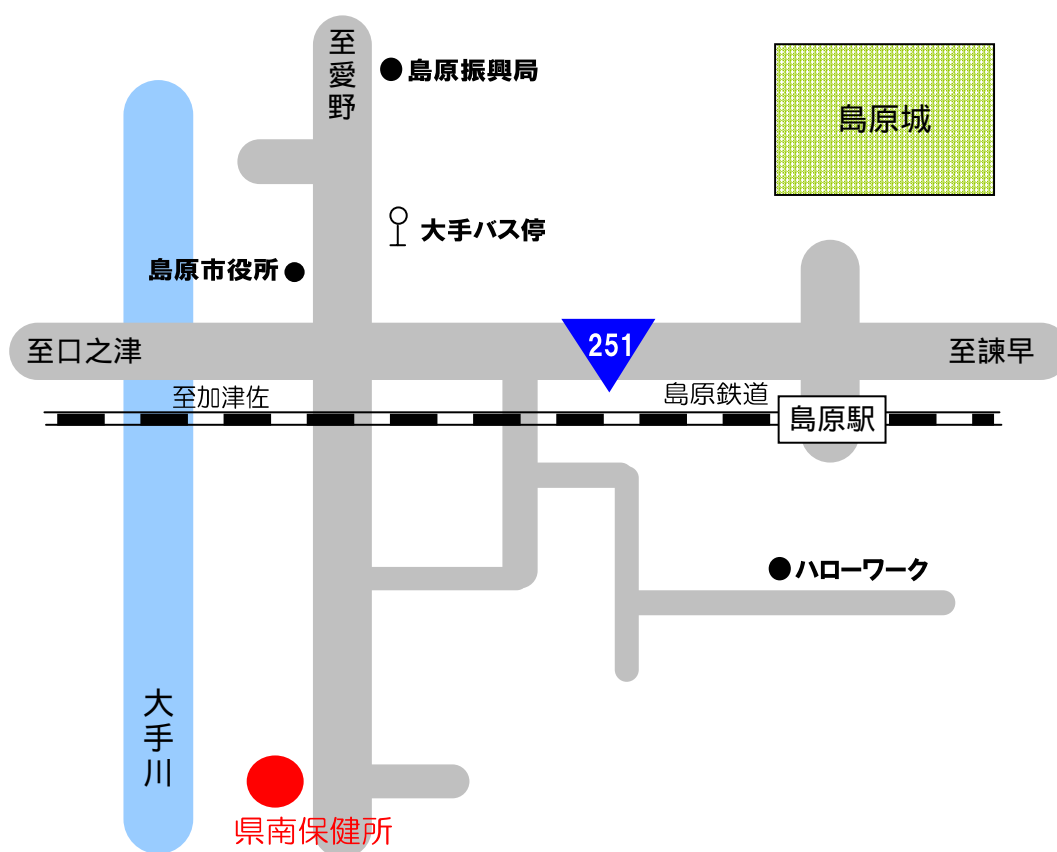
TEL : 0957-62-3289

FAX : 0957-64-6520

9 : 00 ~ 17 : 30 お気軽にお尋ね下さい



## 案内図



### 交通機関

島原鉄道：「島原駅」下車徒歩7分

島鉄バス：「大手」下車徒歩5分

